

新居浜港長期構想検討委員会設置要綱

（名称）

第1条 本会は、新居浜港長期構想検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、新居浜港に対する諸要請と新居浜港が果たすべき役割などを踏まえ、今後20～30年先（2040～2050年代）を目標とする中・長期的視点に立った、総合的な港湾空間の形成をはかるための検討を行うことを目的としている。

（構成）

第3条 委員会は別表－1に掲げる者で構成する。

2 委員会は特定の事項を検討するため、必要がある時は臨時委員を出席させることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員はやむを得ない理由により委員会に出席できない時は、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

3 2は別表－1に掲げる学識経験者以外の委員に適用する。

4 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 委員会へはWeb端末を用いた出席も可とする。

（書面による議事）

第6条 委員長は、やむを得ない理由により委員会を開く余裕のない場合において、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

（幹事会）

第7条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 幹事はやむを得ない理由により幹事会に出席できない時は、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

4 幹事会へは Web 端末を用いた出席も可とする。

5 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行うものとし、第 2 条の目的に資する個別課題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

(オブザーバー)

第 8 条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員がオブザーバーとして出席することができる。

(情報公開)

第 9 条 委員会は原則として公開とする。ただし、当該委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合など、委員会を非公開にすべきであると委員長及び事務局が認めたときは、全部又は一部を非公開とする。また、幹事会は原則として非公開とする。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務局は、新居浜港務局とし、委員会・幹事会の運営に関する事務を行う。

(雑則)

第 11 条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

2 本要綱は、必要に応じて見直すことができるものとする。

3 第 1 回委員会の招集については事務局が行うこととする。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 17 日から施行し、目的を達成したときにその効力を失う。